

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年4月2日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

T S U T A Y A ・お宝買取団東広島店

(2) 所在地

東広島市西条御条町1368番1外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

閉店時刻	
変更前	変更後
午後8時	翌日の午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場番号	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時30分から翌日 の午前2時30分まで
2	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時30分から翌日 の午前2時30分まで
3	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時30分から翌日 の午前2時30分まで
4	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時30分から午後 10時まで
5	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時30分から翌日 の午前2時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
-----	-----

午前8時30分から午後8時まで 午前8時30分から午後10時まで

3 変更する年月日

平成22年4月23日

4 変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エディオンWEST	代表取締役 久保允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	代表取締役社長 大内健二	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社ショウセイ	代表取締役 重川昌生	福岡県筑後市大字久富609-24

- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,528平方メートル

- (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階屋内	68台
店舗2階屋内	61台
店舗建物敷地屋外	7台
店舗建物敷地東側	10台
店舗建物敷地北側	10台
合 計	156台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階屋内	77台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗建物南側	97.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗建物敷地南側	49.15立方メートル

- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
1、2及び3	3箇所	駐車場東側、北西側及び南西側
4	1箇所	駐車場東側
5	2箇所	駐車場東側及び西側

合 計	6箇所	
-----	-----	--

5 届出年月日

平成22年3月25日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年4月2日（金）から平成22年8月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年8月2日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課